

広島県告示第千九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条第一項の規定によつて、次の保安林の指定施業要件を変更した旨の通知を農林水産大臣から受けたが、森林所有者の所在が不分明なため、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定による通知ができないので、同法第一百八十九条の規定によつて、通知の内容を広島市役所の掲示場に掲示した。

令和三年十二月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所 在 場 所	所有者（登記簿上の所有者）の氏名
広島市佐伯区屋代町字北山一一二	花田 昌之
広島市佐伯区屋代町字北山一一三	中島 輿八
広島市佐伯区屋代町字北山一一四	片岡 俊見
広島市佐伯区三宅町字貴船原四六〇	松島 謙

- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
変更しない。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次」とおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）